

1 調査名称：日立市都市交通戦略策定調査

2 調査主体：日立市

3 調査圏域：日立市全域

4 調査期間：平成21年度～平成22年度

5 調査概要：

本市の都市交通計画は、昭和61～63年度に実施した日立都市圏総合都市交通体系策定調査により、平成元年3月に日立都市圏総合都市交通計画として策定されたものである。

しかし、その後約20年が経過し、少子高齢化の進展や産業構造の変化等による都市圏の人口構成の変化、日立電鉄線の廃止、新たな幹線道路の整備等、本市の都市交通を取り巻く社会情勢等が大きく変化をしてくれている。

また、平成20年度には茨城県において、本市を含む茨城県北部の臨海部における都市交通のマスタープランとなる、県北臨海都市圏都市交通戦略が策定されたところである。

このような社会情勢等を受けて、本市においても改めて社会情勢や交通実態等を把握し都市交通における課題を整理するとともに、長期未着手の都市計画道路に関する再検討及び新たな都市交通マスタープランの検討を行うものである。

I 調査概要

1 調査名：日立市都市交通戦略策定調査（その3）

2 報告書目次

第1章 業務の目的と概要

1.1 業務の目的

1.2 業務の概要

第2章 日立市の都市計画道路網の再検討

2.1 新たな都市計画道路網（素案）の検証

2.1.1 都市計画道路再検討の検証方法

2.1.2 日立市の都市計画道路の概況

2.1.3 地区の都市計画道路の現状と課題

(1) 北部地区

(2) 日立地区

(3) 多賀地区

(4) 大みか・久慈地区

2.2 都市計画道路再検討カルテへの記載

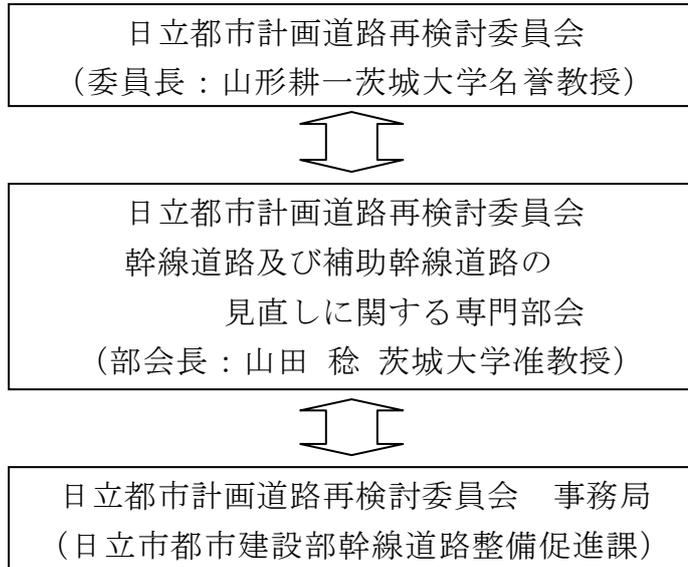
第3章 都市交通戦略のまとめ

3.1 都市交通計画に関する諸計画の整理

3.2 都市交通戦略のまとめ

第4章 策定組織の運営補助

3 調査体制



4 委員会名簿等

○ 日立都市計画道路再検討委員会 委員名簿

学識経験者 4名

所 属	役 職	氏 名	摘 要
茨城大学	名誉教授	山 形 耕 一	委員長
茨城大学工学部都市システム工学科	准教授	山 田 稔	副委員長
日立商工会議所	会 頭	秋 山 光 伯	
(社)茨城県建築士会日立支部	支部長	菊 池 積	

市民団体及び道路利用者 5名

日立市コミュニティ推進協議会	会 長	柴 田 和 彦	
環境を創る日立市民会議	議 長	遠 藤 進	
(株)日立製作所 電力システム社日立事業所	総務部長	館 岡 司	
(株)日立物流 東日本営業本部 総務部	部 長	大 弥 則 行	
日立電鉄交通サービス(株)	事業部長	仲 野 徳 寿	

行政関係者 8名

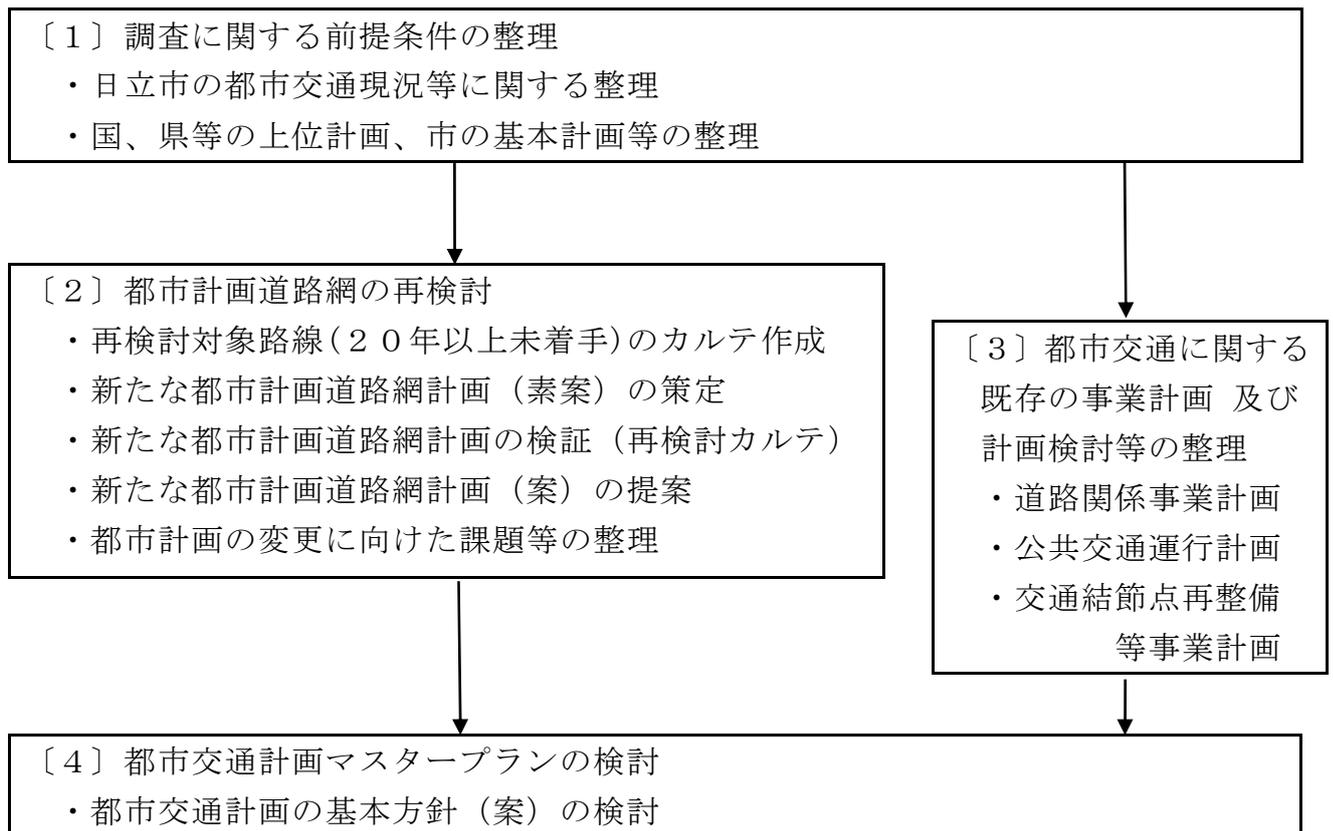
国土交通省常陸河川国道事務所	所 長	児 玉 好 史	
茨城県土木部道路建設課	課 長	澤 田 勝	
茨城県土木部都市局都市計画課	課 長	浅 見 秀 世	
茨城県土木部都市局公園街路課	課 長	栗 原 誠 之	
茨城県高萩工事事務所	所 長	桑 名 義 彦	
茨城県警日立警察署	署 長	永 塚 勉	
日立市政策審議室	室 長	赤 津 敏 明	
日立市都市建設部	部 長	古 平 祐 次	

II 調査成果

1 調査目的

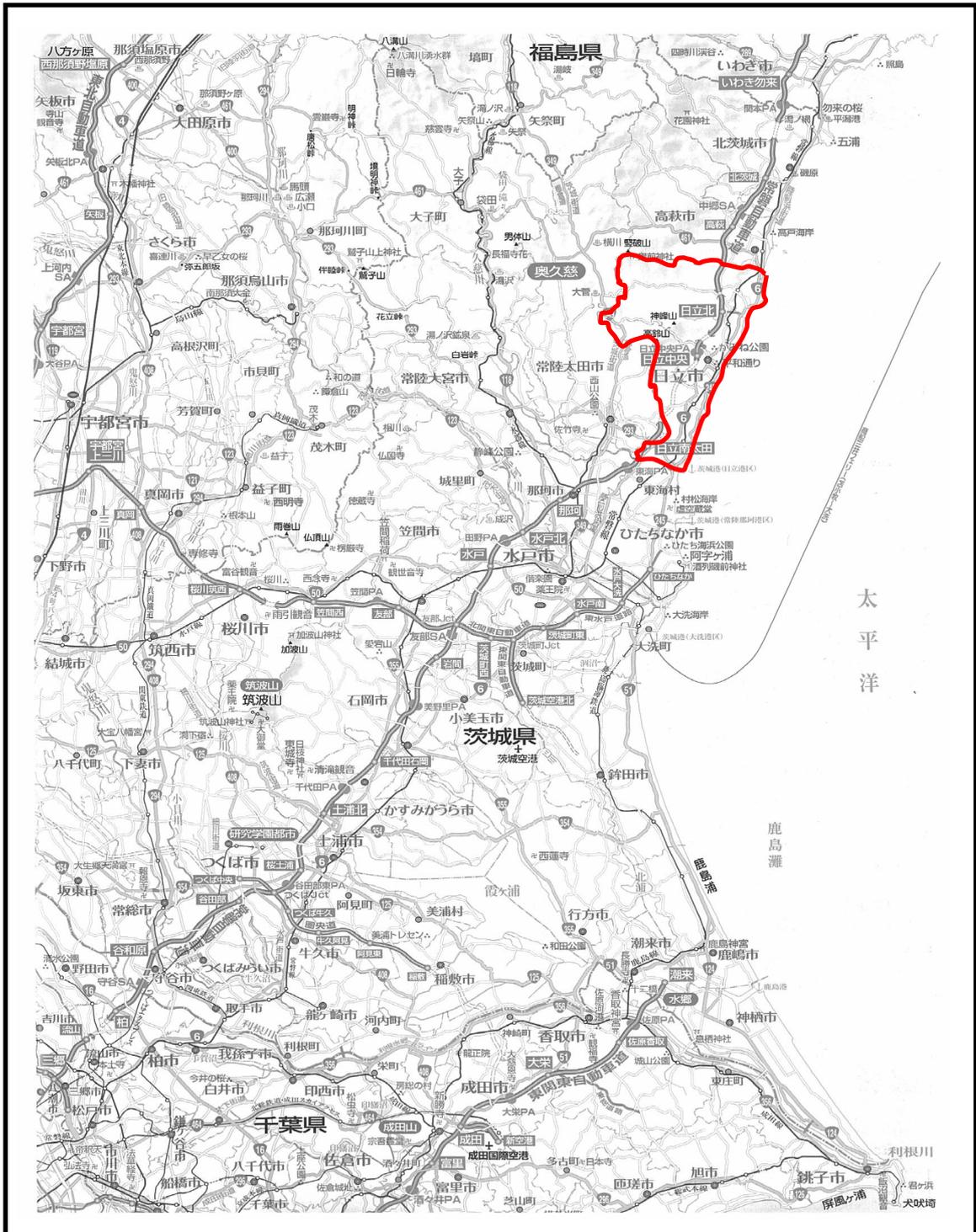
本業務は、茨城県が実施した県北臨海都市圏都市交通戦略策定調査を受けて、本市の都市構造及び市内各地区の実情を踏まえ、本市の都市交通における諸課題などの解決を図るため、特に永年の課題である長期未着手都市計画道路に関する再検討を行うとともに、魅力ある将来都市像とその実現に必要なハード・ソフト一体となった都市交通施策や実施プログラム等より構成される「日立市都市交通戦略」を検討することを目的とする。

2 調査フロー



3 調査圏域図

○ 日上市全域



4 調査成果

1. 都市計画道路網の再検討

1.1 都市計画道路再検討の対象路線

- 茨城県都市計画道路再検討指針及び同運用編に基づき、都市計画道路再検討カルテを作成する。対象路線は、「平成18年度 日立市都市計画道路再検討調査(その1)」で、示された当初計画決定後20年以上が経過している49路線の中のステップ2の幹線道路40路線である(ステップ1の主要幹線道路は、平成19年度に見直し済み)。

表 都市計画道路再検討路線の位置づけ

都市計画道路全91路線			
全区間整備済 または 全区間事業中	左記以外の路線		
	当初決定から 20年未満	当初決定から20年以上	
		全区間、又は 一部区間未着手	全区間、又は 一部区間暫定整備中か 暫定整備済
対象外 (38路線)	対象 (4路線)	対象 (34路線)	対象 (15路線)

再検討対象路線 53路線

53路線のうち主要幹線9路線はステップ1で検証済であり、対象は44路線である。

番号	路線名	番号	路線名	番号	路線名
3・5・6	大久保河原子線	3・6・40	河原子大沼線	3・5・63	川尻折笠線
3・4・14	川尻友部線	3・6・41	多賀停車場大沼線	3・5・64	川尻砂沢線
3・5・16	中所沢川尻線	3・6・42	多賀停車場金沢線	3・5・65	観音前下新旗線
3・5・17	宮田杉本線	3・5・43	多賀太田線	3・5・66	射落浜屋敷線
3・5・20	堀込所沢線	3・6・44	十王堂線	3・4・68	十王北通り線
3・5・21	追川田手沼線	3・5・45	関口間々下線	3・5・69	橋本赤岡線
3・6・24	下原小路内線	3・6・47	河原子金沢線	3・5・70	屋敷前鹿島後線
3・6・26	日立駅田手沼線	3・6・48	金沢諏訪線	3・5・71	鳥井戸堂畑線
3・6・27	清水鮎川線	3・4・52	宿屋敷水木線	3・4・87	阿羅屋会瀬線
3・6・29	神田鈴の宮線	3・5・54	大甕留線	3・4・88	上の内南台線
3・5・30	石倉清水線	3・5・57	石名坂久慈線	3・4・89	下原鮎川線
3・6・31	下諏訪台桜内線	3・5・58	久慈茂宮線	3・4・100	石名坂多賀線
3・6・33	日立駅大平線	3・6・59	前川宿尻線	3・4・101	間ノ内鳥居杉線
3・5・35	多賀停車場河原子線	3・6・60	泉町鳥内線	3・5・103	鮎川停車場久保線
3・6・39	多賀山道線	3・5・62	小木津川尻線		

1.2 都市計画道路再検討の結果(今後の方向性)

- ・前記の再検討対象44路線のうち、16路線については一部未完成区間が残るものの全線に亘って現道が存在し、未完成区間でも計画幅員の3分の2以上の幅員を有する「概成済」区間となっている。
- ・今回の長期未着手の都市計画道路再検討においては、その他の28路線、すなわち、計画路線の全部または一部でも全く現道がない区間を有する路線を対象に、その当初計画における社会的背景やその後の変化、現在の課題、各種計画等を踏まえた新たな道路ネットワーク(案)を策定するとともに、その検証等を進めることにより、対象路線の今後の方向性を検討した。対象28路線の方向性は以下のとおりである。

番号	路線名	方向性 (存続・変更 ・廃止)	番号	路線名	方向性 (存続・変更 ・廃止)
3・5・6	大久保河原子線	未着手区間廃止	3・5・54	大甕留線	存続
3・5・17	宮田杉本線	未着手区間廃止	3・5・57	石名坂久慈線	存続
3・6・27	清水鮎川線	存続	3・5・58	久慈茂宮線	存続
3・5・30	石倉清水線	存続	3・6・59	前川宿尻線	未着手区間廃止
3・6・31	下諏訪台桜内線	未着手区間変更	3・6・60	泉町鳥内線	廃止
3・5・35	多賀停車場河原子線	廃止	3・5・62	小木津川尻線	存続
3・6・39	多賀山道線	未着手区間変更	3・5・63	川尻折笠線	廃止
3・6・40	河原子大沼線	廃止	3・5・64	川尻砂沢線	未着手区間変更
3・6・41	多賀停車場大沼線	存続	3・5・65	観音前下新旗線	廃止
3・6・42	多賀停車場金沢線	未着手区間廃止	3・5・66	射落浜屋敷線	廃止
3・5・43	多賀太田線	詳細に検討	3・5・69	橋本赤岡線	未着手区間変更
3・5・45	関口間々下線	存続	3・5・70	屋敷前鹿島後線	未着手区間廃止
3・6・48	金沢諏訪線	詳細に検討	3・4・101	間ノ内鳥居杉線	廃止
3・4・52	宿屋敷水木線	未着手区間変更	3・5・103	鮎川停車場久保線	廃止

- ・このうち、都市計画の変更または廃止とされた路線については、今後、県や住民等の意見を聞いて、実際の手続きを進めて行く方向である。

2. 都市交通戦略計画の検討

2.1 都市交通戦略基本計画（素案）の検討

- 平成20年度に実施している日立市都市交通戦略策定調査業務の結果をもとに都市交通に関する現状と課題を整理するとともに、都市交通戦略としての基本方針を定め、基本計画(素案)を検討する。
- 基本計画の目標年次は、概ね5～10年の短・中期を目標とする。

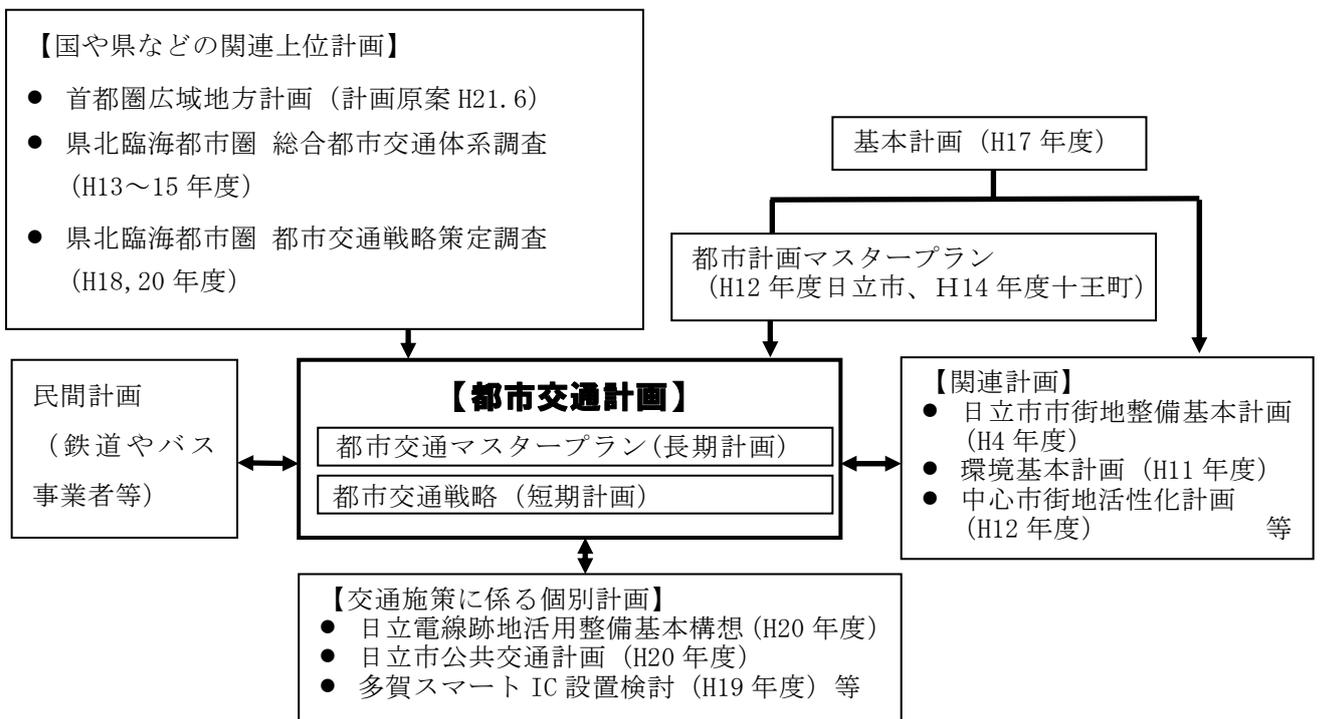


図2-1 「都市交通マスタープラン」と「都市交通戦略の位置づけ」

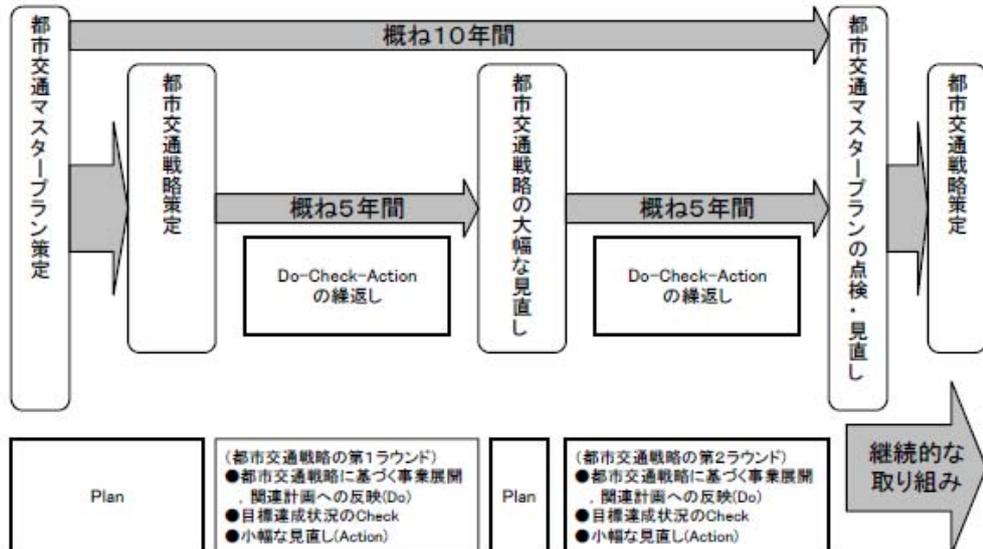


図2-2 都市交通マスタープランと都市交通戦略の関係

2.2 都市交通計画の基本方針

- 「都市交通マスタープラン（長期計画）」と「都市交通戦略（短期計画）」の方向性を示す都市交通計画の理念は、市の将来の人口動向に示される高齢化や今後の地球環境への対応の重要性等を踏まえ、『人と環境にやさしい・暮らし続けたい都市づくり』を提案する。
- さらに、都市交通マスタープラン（長期計画）、都市交通戦略（短期計画）は、その理念を踏まえ、設定するものとする。

■ 都市交通計画の理念

『人と環境にやさしい・暮らし続けたい都市づくり』

- 明快な都市の骨格の確立
- 利便性の高いコンパクトな市街地の形成支援
- 環境にやさしい交通体系の構築
- 中心市街地の活性化
- 高齢社会への対応



■ 都市交通マスタープランの基本方針

<道路ネットワーク計画>

- 広域的な幹線道路軸の形成、市街地の道路網形成、常磐自動車道の有効活用

<公共輸送ネットワーク計画>

- 公共交通サービス向上策の展開
- 交通手段の組み合わせ利用策の展開

<歩行者・自転車交通計画>

- 地区内の快適な移動の確保
- 魅力ある都市空間の形成



■ 都市交通戦略の基本方針

- 環境負荷の低減に資する効率的かつ効果的な交通体系の確立支援
- 魅力ある市街地形成の支援
- 協働による基本的モビリティの確保

2.3 都市交通マスタープラン（長期計画：素案）

- 都市交通マスタープランは、長期計画として、整備・実現に時間を要するものも含め、将来の都市交通の整備のあり方を提示するものであり、基本理念を踏まえ、次のように提案する。

■ 都市交通の基本

○ 都市交通マスタープランの整備方針

○ 施策

